

必ずお読みください

平成30年度合格者で
宅地建物取引士証の交付を申請される皆様

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会

宅地建物取引士証の【法定講習の受講免除による交付申請】のご案内

「宅地建物取引士証」（以下、宅建士証）の交付を受けるには、宅建業法第22条の2第2項に基づく法定講習を受講していただく必要がありますが、**宅建試験の合格日から一年以内に宅建士証の「交付申請」をされた場合には、法定講習の受講義務は免除されます。**

つきましては、法定講習の受講免除により交付を申請される際の手続きにつきまして、下記【受講免除による交付申請】手続きの流れにてご案内いたします。

- ※1 宅建士証の交付申請は任意です。交付を希望されない方は、申請する必要はございません。
- ※2 宅建業に従事されていない方でも、宅建士証の交付を受けることができます。

ご注意 ください	<ul style="list-style-type: none">●宅建士証の交付申請には、宅地建物取引士（以下、宅建士）の登録が完了している必要があります。●宅建士証の交付を受けないまま、合格日(平成30年12月5日)より受講免除期間の1年を経過してから、宅建士証の交付を受けられる場合は、「法定講習会」を受講（受講料11,000円）していただく必要があります。 そのため、受講免除にて宅建士証の交付を希望される場合は、登録完了後、下記の【受講免除】交付申請期日までに「交付申請」を行ってください。
---------------------	---

●「受講免除による交付申請」手続きの流れ●

登録申請



登録完了

【受講免除による交付申請】は、事前に【宅建士登録が完了】している必要があります。
宅建士登録は申請から完了まで1ヵ月程度の期間を要するため、受講免除交付申請までに余裕をもって完了しておいてください。

交付申請

(任意)

申請方法・必要書類
次頁に記載



交付

受講免除による交付申請期日は、平成31年12月5日です。

※ 受講免除による申請手数料は4,500円です。

宅建士証を郵送（簡易書留）いたします。

※交付申請から交付までは約2～3週間のお時間を要します。
あらかじめご了承ください。

平成31年12月6日以降に宅建士証の交付を申請された場合

宅建士証の交付には**法定講習の受講が必要**となります。（申請手数料、受講料併せて15,500円）

- ①あらかじめHP、電話等で法定講習の日程をご確認いただき、受講をお申込みください。（**先着順**）
- ②宅建士証は、法定講習の受講終了後、即日交付いたします。